

政令第二十三号

教育公務員特例法施行令及び社会教育法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十六号）の施行に伴い、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十四条第一項の規定に基づき、及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）を実施するため、この政令を制定する。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第一条 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「教育委員会」の下に「の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、当該事務を分掌する内部部局を含む。）」を加える。

（社会教育法施行令の一部改正）

第二条 社会教育法施行令（昭和二十四年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条」を「第七条第一項」に改め、「又は他の行政庁」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第七条第二項において準用する同条第一項の規定により、他の行政庁が教育委員会（法第五条第三項に規定する特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、広報宣伝の実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合について準用する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。